

6 月市議会一般質問（案）

2011年7月8日

6 番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。質問通告をしました、3項目について、一問一答方式で質問いたします。

1、原発問題

① 原発から撤退し、エネルギー政策の転換を

日本共産党は、福島第一原発事故を一刻も早く収束し、放射能被害の拡大をくいとめ、子どもをはじめ国民への健康被害、暮らし再建のために、あらゆる力を傾注することを強く求めています。

代表質問でも指摘しましたが、福島第一原発事故は、日本と世界の人びとに大きな衝撃を与え、原発の危険性について深刻な問題点を、事実をもって明らかにしました。①福島原発事故は、他の事故にみられない「異質の危険」があり、いまの原発技術は本質的に未完成で危険なものであることです。②世界有数の地震・津波国に集中立地する危険です。③安全神話にしがみつき備えをとらなかったことが深刻な結果をもたらしました。

「安全神話」を一掃し、「原発事故の危険を最小限」にしても、安全な原発はありえず、重大事故の起こる可能性を排除することはできません。

日本共産党は、こうした福島原発事故が明らかにした事実を踏まえ、日本のエネルギーを原発に依存する政策から撤退し「原発ゼロの日本」をめざす政治決断と同時に自然エネルギーの本格的導入と低エネルギー社会に、国あげてとりくむことを提案しています。

福島第一原発事故以後、脱原発の世論は広がっています。国際的には、ドイ

ツ、スイス、イタリア、国内での世論調査でも、原発は廃炉すべきとの声は82%にのぼっています。こうしたなか、政府は「原発の安全は保証する」として、玄海原発再開を関係自治体に要請していますが、国民世論と逆行するものであり、言語道断といわなければなりません。

わが党は、6月10日に、九州7県の代表が、九州電力に、原子炉の運転再開中止、再生可能エネルギーへ転換し、原発からの撤退を申し入れたところがあります。そこで質問しますが、九州電力、四国電力に原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を要求する考えはないか。見解を求めます。

② 本市の自然エネルギー対策

自然エネルギーの本格導入は、エネルギー自給率を高め、あらたな仕事と雇用を創出し、地域経済の振興にも大きな力になります。いま、大企業から中小企業、NPO法人まで、多様な事業者が自然エネルギー事業に参入する動きがひろがっています。地域の固有のエネルギーを活用するためには、小規模な事業を無数に立ち上げていくことがもとめられていますから、仕事おこし、雇用創出におおきな効果があります。町おこしとして、太陽光、小水力、木質バイオマス、風力などの自然エネルギー開発をすすめ、電力自給率27%をさらにたかめようとしている高知県梶原町、電力自給率160%を達成した岩手県葛巻町のような先進例もうまれています。本市としても自然エネルギー自給率を高める対策を強めることが求められています。現状と今後の対策について、見解を求めます。

③防災マニュアルの策定

さて、福島第一原発の放射能汚染は、福島県だけでなく、岩手県から静岡県まで広範囲に及び、水道水、土壌、農産物、水産物への被害が広がり、子ども

たちはプールも使えない、グラウンドで遊べないなど被害は深刻です。今後どこまで拡大するのかさだかではありません。また放射能による健康被害は、急性障害と晩発性障害があり、放射線被曝はガンなどの晩発性障害がおこる危険に繋がり長期にわたって続きます。さらに、社会的にも避難区域、自主避難など、地域社会がまるごと、その存続を危うくしています。

さて、大分市中心部は伊方原発からわずか50～60キロメートルしかはなれていません。上関原発は建設中です。九州には、玄海、川内の各原発があります。いったん福島第一発電所のような過酷事故がおきれば、市民の命、安全、暮らしに重大な影響を及ぼしかねません。

そこで質問しますが、原子力発電所災害対応方針を策定することを提案しますが、見解を求めます。

④放射線量の測定を

さて、福島第一原発の過酷事故は、先ほど指摘したように今後どこまで拡大するかわかりません。市民からは「福島の影響がでるのではないか」「伊方原発が近くにあり今後が不安」などの声があがっています。水、農林水産物、また学校プールやグラウンドなど、定期的な放射線量の測定を実施すべきと考えますが、見解を求めます。

2、固定資産税について

①生活困窮者減免について

大分市固定資産税減免取り扱い要領では、第2条（貧困による減免）では、公の扶助を受ける者は、生活保護法で保護を現に受けている者・私の扶助を受けている者とは、生活保護法による扶助を受けるための基準に合致している者

とするとしています。しかし施策の実施は、生活保護を受けているものだけになっていきます。

これまでの相談のなかでは、入院費用で固定資産税までまわらず、滞納している方、介護施設入所で、年金だけでは介護費用もままならず、固定資産税の差し押さえをうけている方など、制度の拡充は急務となっています。

地方税法では「できる」規定となっていますが、他都市では、「就学援助を受けている者」「国・県・市が給付する福祉手当等の支給をうけていること」「納税義務者が公的年金の受給者で、世帯全員の合計収入が生活保護基準を超えないこと」として減免規定を充実させています。

本市としても、制度を拡充すべきと考えます。見解を求めます。

②市街化区域の田畑の課税について

「田・畑・山林があるが、もう収入はない。米も野菜も自家用だけなのに、住んでいる屋敷と合わせれば100万円を超す固定資産税。年金が目減りし、支払いが大変だ。苦しい」70歳代（男性）

「これまで水田と畑の固定資産税は母の年金で払ってくれていた。米は自家用に作っているだけ。母が90歳を超えて亡くなったら、自分に請求が来るようになったが払えません。売りたいけれど、買ったたかれるだけで売れません」70歳代（女性）

「新日鉄などに比べて3倍も高い固定資産税はあまりにも不公平です」などの声があがっています。

田・畑・山林は、産業としてだけではなく、環境保全、風水害などの自然災害から市民を守るという大切な役割があります。評価を見直し、保全すべきと考えます。見解を求めます。

3、臨時職員について

①交通費支給について

行政改革の一貫として職員削減がすすめられてきました。本年4月の正規職員3395名、再任用職員142、非常勤嘱託職員562、常勤臨時職員数504名、パート職員103名と、合計4706名で、全職員数に占める、常勤臨時職員は9・337% %となっています。

臨時職員は、今年度からは期末・勤勉手当が廃止されました。そのうえ通勤手当もだされていないとお聞きし驚いています。

教育委員会部局では、臨時講師は、県費の臨時職員に準じて交通費は支給されていますが、図書館支援員だけは、交通費の支給はありません。職員の福利厚生面では、民間企業の模範となるべき市役所が臨時職員の通勤手当もだしていないことに、疑問を感じています。正規職員の規定に基づき支給すべきではないでしょうか。見解を求めます。